平成２２年（フ）第９８号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方9715番地２
債務者　豊満千惠子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
青森県八戸市新井田西３丁目２番16号
債務者　中村　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
奈良県大和郡山市南郡山町338の１　プレステ五番館210号、住民票上の住所奈良市中辻町１番地の１　ローレルコート奈良214号
債務者　浦野　正実
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８号
奈良県桜井市大字西之宮221番地
債務者　吉富　正光
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
青森県南津軽郡田舎館村大字田舎舘字中辻166番地４
債務者　齊藤　清真
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７１号
青森県平川市原上原79番地１
債務者　佐藤　栄子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７９号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松108番地
債務者　舘山恵理子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８０号
青森県弘前市大字田町２丁目１番地25
債務者　成田　佳美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８６号
青森県弘前市文京町４の10　阿部アパート10号室、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字境字高田23番地４
債務者　須郷　常雄
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９１号
青森市浪岡大字銀字杉田123番地11
債務者　大水せい子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２０６号
広島県福山市手城町１丁目９番20号　コーポＡＩ202
債務者　竹迫　嘉信
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４５９号
熊本市田迎２丁目13番12号　サンライズ高本101号
債務者　宗像　正洋
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６０号
熊本市田迎２丁目13番12号　サンライズ高本101号
債務者　宗像　　京
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３３号
熊本市帯山８丁目３番10号
債務者　上川　和嘉
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３４号
熊本市帯山８丁目３番10号
債務者　上川由香里
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５６０号
熊本県菊池郡大津町大字室1339番地４
債務者　畑中誠津子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９０１号
横浜市南区別所５丁目10番７号　ブレジオウエストＤ101号室
債務者　飯塚　文江（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０２６号
横浜市磯子区滝頭１丁目６番66号
債務者　小林　慎吾
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部